

# 第5章

管理運営計画

# 1 管理運営の基本的な考え方

自治体が設置する施設には、一般的に2種類の運営形態があります。自治体自らが運営する「直営方式」と、民間事業者等を指定管理者として指定して権限を与え、管理運営を行わせる「指定管理者方式」のうち、いずれかを選択することになります。また、マンガ・アニメ関連施設においては、業務全体を外部組織に委託する方式も見られます。

以下のメリット・デメリットを踏まえ、今後、具体的な運営方式を検討していきます。

運営方式	A. 区直営	B. 業務委託	C. 指定管理者
概要	学芸業務や教育普及事業等の主要業務を、区職員が担当する。	学芸業務や教育普及事業等の主要業務を、業務委託等により外部組織が担当する。	学芸業務や教育普及事業等の主要業務をはじめとする全ての業務を、指定管理者となった外部組織が担当する。
導入事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>石ノ森章太郎ふるさと記念館</li> <li>宝塚市手塚治虫記念館（一部、業務委託）</li> <li>北九州市漫画ミュージアム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>杉並アニメーションミュージアム</li> <li>高岡市藤子・F・不二雄ふるさとギャラリー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>石ノ森萬画館</li> <li>川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム</li> <li>新潟市マンガ・アニメ情報館</li> <li>氷見市潮風ギャラリー</li> </ul>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体の方針等を直接運営に反映できる。</li> <li>自治体内部との連携や他の公共施設と連携しやすい。</li> <li>事業の継続性、学芸業務の質、資料の安全性等が確保しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者のノウハウを活かし、事業の効率化を図ることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者のノウハウを活かし、事業の効率化を図ることができる。</li> <li>サービス面での工夫や拡充が図られる可能性がある。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員配置等において、事業の開催に合わせた柔軟な体制づくりなどが行いにくい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場のノウハウが自治体に蓄積されない。</li> <li>委託期間が短い場合、事業の安定性</li> <li>継続性が担保されない。また、事業活動や人材育成などにおいて、中長期的な取組が導入しにくい。</li> <li>指定管理者に比べると、民間事業者の裁量が限定され、民間事業者ならではのノウハウを活かしにくい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場のノウハウが自治体に蓄積されない。</li> <li>委託期間が短い場合、事業の安定性・継続性が担保されない。また、事業活動や人材育成などにおいて、中長期的な取組が導入しにくい。</li> <li>収益につながりにくい業務が行いにくい。</li> </ul>